

令和4年度

東京都多重債務問題対策協議会生活再建部会

令和5年2月8日（水）

Web会議システム（Zoom）によるオンライン開催

午前10時00分開会

○八木委員 皆様、おはようございます。

東京都福祉保健局地域福祉課長の八木です。

本日は、お忙しい中、「東京都多重債務問題対策協議会 生活再建部会」に御出席いただき、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、お手元の資料について確認させていただきます。資料は、郵送またはメールでお送りしましたデータを御確認ください。

本日準備しております資料は、次第から始まり、委員名簿。

資料1-1「多重債務者生活再生事業の実施状況について」。

資料1-2「生活困窮者自立支援の機能強化について」。

資料2-1「生活困窮者自立支援法の概要」。

資料2-2「多重債務者生活再生事業による区市への支援について」。

資料3「都の自殺対策への取組みについて」。

資料4「東京都におけるギャンブル等依存症への取組」。

資料5「令和4年度多重債務問題に関する研修の実施結果について」。

そのほか、参考資料としまして、東京都生活再生相談窓口のリーフレットをおつけしております。

資料等はおそろいでしょうか。

それでは、ただいまから「令和4年度東京都多重債務問題対策協議会 生活再建部会」を開催いたします。

初めに、当部会の部会長であります東京都福祉保健局生活福祉部長の高橋より一言御挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。また、日頃から東京都の福祉・保健・医療施策に御理解、御協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

この生活再建部会は、各相談窓口や関係機関との連携を深め、多重・過剰債務などの経済的困難を抱える方の生活をいかに再建するかということ協議していく場として、平成19年度から協議会の下に設置されているものでございます。

本日の最初の議題でございます多重債務者生活再生事業は、相談と貸付けをセットにして、多重・過剰債務者の生活の再生を支援することを目的に、平成19年度から開始した

事業でございます。

相談件数は、平成25年度以降は年間900件前後で推移してきましたが、新型コロナウイルスが蔓延し始めた令和元年度は1,066件と、過去最高の件数となりました。令和2年度は807件と、コロナ禍にあっては少ない件数でございましたが、理由といたしましては、離職や収入減少があっても政府や自治体による緊急的な支援制度により家計が維持されたことが考えられます。

そうした支援策が終了していく中で、昨今は社会情勢の変化を受けて物価高騰も低所得者の生活に大きな影響を与えておりまして、今後も多重債務に関する相談の増減は注視していかなければならないと考えております。

多事債務者生活再生事業における御相談の内容は、詳細は後ほど説明があるところでございますが、生活費の不足、月々の返済額の軽減などの経済的な問題が高い水準となっているほか、病気を抱えている方による相談も39%と高い状況でございます。

この病気には、依存症などの精神的な問題も含まれています。多重債務や生活の不安などは心理的な負担となり、鬱病や自殺念慮につながることもあります。

このような相談者の状況から、多重債務問題の対策としては、債務の法的整理に加え、心の問題など、様々な問題が複合的に絡んだ相談に対し、効果的に支援を行うことが求められており、関係機関の連携をより一層強化していくことが必要であると考えております。

また、生活困窮者自立支援法の改正法では、各自立相談支援機関において家計改善支援事業の実施が努力義務化されました。この事業は、家計の指導を行うということではなく、生活困窮者自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む力を育てる支援でございます。都といたしましても、自立相談支援機関の設置主体である区市の取組が進みますよう、支援してまいりたいと考えております。

本日は多くの関係機関の方が一堂に会される貴重な機会でございますので、忌憚のない活発な意見交換をお願いいたしまして私の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○八木委員 高橋部会長、ありがとうございました。

続きまして、前回会議から委員の変更がありましたので、新しく委員になられた方を御紹介いたします。

第一東京弁護士会の田中委員でございます。

○田中委員 第一東京弁護士会の弁護士、田中信一郎と申します。

今年度から本部会の委員になりました。よろしくお願いいたします。

○八木委員 田中委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、東京都民生児童委員連合会の福司委員、一言御挨拶をお願いできますでしょうか。

○福司委員 おはようございます。東京都民生委員児童委員連合会常任協議員の福司慶子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○八木委員 福司委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、足立区福祉部の山岸委員でございます。

○山岸委員 おはようございます。足立区くらしとすごとのセンターの山岸でございます。

生活困窮者自立支援制度が主な担当業務です。どうぞよろしくお願いいたします。

○八木委員 山岸委員、よろしくお願いいたします。

また、東京都の人事異動によりまして都側の委員の変更もございますが、紹介はお配りしております委員名簿に代えさせていただきます。

本日の出席の状況ですが、第二東京弁護士会の寺谷委員、瑞穂町の田野委員、東京都側の斎藤委員、瀬川委員、西脇委員から御欠席の連絡をいただいております。

また、生活文化スポーツ局の各務委員につきましては、代理で勝本統括課長代理に御出席いただいております、オブザーバーの佐藤オブザーバーにつきましては、代理で隅田課長代理に御出席をいただいております。

それでは、これからの進行を高橋部会長にお願いいたします。

○高橋部会長 それでは、早速、議事に入ります。お手元の会議次第に従いまして議事を進めてまいります。

最初は、議題1「多重債務者生活再生事業の実施状況について」でございます。八木委員より御説明をお願いいたします。

○八木委員 それでは、多重債務者生活再生事業の実施状況を御説明いたします。最初に参考資料のリーフレットを御覧いただき、多重債務者生活再生事業の概要を説明させていただきます。

リーフレットの「ご相談から返済までの流れ」を御覧ください。本事業は、生活再生への意欲があるにもかかわらず、多重債務で生活困難な状況にある方から、御本人が直接または区市等の関係機関からの紹介により、東京都生活再生相談窓口において御相談をお受けするものです。

相談窓口では、生活相談や家計診断を実施し、必要に応じて弁護士による法的アドバイスや専門機関への橋渡しをするとともに、資金の貸付けを行うことにより、多重債務問題の解決を図り、生活の再生を支援するものでございます。

続きまして、資料1-1を用いて実施状況を御説明いたします。

まず、「1 事業実績」です。一番上の横長の表を御覧ください。生活サポート基金に寄せられています新規相談件数の推移を見ますと、制度発足以降、平成26年度までは増加傾向にあり、その後はほぼ横ばいで推移しておりましたが、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、年明けの令和2年2月、3月の相談が急増したことから、過去最高の1,066件の相談がありました。

令和2年度は大きく減少し、807件となっておりますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響による減収等に対して、国の生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金などの支援が拡充したことなどが要因として考えられます。

今年度は一転しまして新規相談件数が増加しており、11月末時点で741件と、前年の同期間と比べて28%の増となっております。また、債務整理中や債務整理後の生活再生資金の貸付実績につきましては、1行下の行を御覧ください。平成25年度から令和2年度までは減少傾向で、令和に入ってから8件、9件と1桁の実績となっておりますが、令和3年度は17件と増加し、さらに今年度は11月末時点で14件となっております。これは前年度の同期間と比べて倍の件数となっており、生活再建に融資が必要とされる相談が増加している状況でございます。

次に、令和4年度の相談の内訳を御説明いたします。まず、①相談窓口に至るアクセスの経路では、ホームページの検索が最も多く41%、次いで区市町村からの紹介が32%となっております。

②相談内容を見ますと、こちらは複数回答となっておりますが、例年と同じく、生活費の不足が最も多く55%、次いで多い相談が月々の返済額の軽減で40%を超える高い割合となっております。近年増加傾向の内容としましては、病気が39%、就職が29%となっております。令和4年度に特徴的な項目は家賃の滞納でございまして、令和2年度、3年度は20%以下であったものが、令和4年度は29%と増加しております。

続きまして、③相談者の職業でございまして、正規雇用が36%、非正規雇用が33%となっております。無職の方は、令和2年度は19%でしたが、それ以降減少傾向となっており、令和4年度は10%となっております。

資料の右上に移りまして、④相談者が抱える債務残高です。100万円単位の区分となっておりますが、101万円から200万円の債務を抱えている方の割合が最も多く、令和4年度は19%となっております。また、1001万円以上の債務残高がある方も約1割いらっしゃいますが、こちらには住宅ローンが主な債務である方も含まれております。また、この表の一番下にあります1人当たりの平均債務残高は、令和4年度は548万円と、減少しております。

続きまして、⑤相談者の年収ですが、収入がない方は令和2年度は20%でしたが、2年連続で減少しており、令和4年度は10%となっております。また、収入はあるものの年収が300万円以下の方が例年どおり約半数を占めております。

その下の⑥他機関への紹介でございます。こちらにつきましては、1人の相談者に複数の機関を紹介することもあるため、複数回答となっております。件数につきましては、相談件数の推移と連動した増減傾向がありまして、相談者の約半数を他機関へ紹介しております。

相談先の内訳としましては、項目として挙げた中で最も多い紹介先は弁護士会で、任意整理や自己破産といった債務整理が必要と思われる方に紹介しております。

令和4年度に特徴的だったのは、過去3年間で最も多い紹介先であったフードバンクが25%と減少しており、これは先ほど御報告いたしました職業別の無職や年収の無収入が減少していることと関連しているものと思われまます。

また、その他の割合が約3割ありますが、こちらは精神的な課題を抱えた方を保健所や精神保健センターに紹介するといった事例も含まれております。

1枚おめくりください。

次に、令和4年度の主な取組を御説明いたします。①関係機関との連携ですが、(1)の関係機関の紹介・連携支援は、先ほど御紹介させていただきました本日出席いただいている各委員の所属団体等と連携し、相談者の生活再生に向けた支援を実施しております。

次に(2)関係機関への出張相談・同行支援では、交通費がないと生活再生相談窓口を訪れることが困難な場合などには、相談者の身近な区市町村役場等を利用した出張相談や、オンライン相談を実施しております。また、自ら相談機関を訪れることに不安を抱えている相談者やうまく話を伝えられない相談者に対しては、関係機関への同行支援も実施しているところでございます。

その下、(3)関係機関職員に対する研修では、税金や年金の滞納者など、債務を抱える

方と接する機会が多い窓口の職員を対象に、多重債務に関する基礎知識の習得、相談者への対応力向上を目的とした研修を実施しております。研修の内容やアンケート結果については、後ほど資料5で説明させていただきます。

(4)の生活困窮者自立支援窓口と連携した支援についても実施しておりますが、こちらも詳細については後ほど資料2-1、2-2で説明させていただきます。

次に、資料の右上に移っていただきまして、②事業の周知・広報でございます。こちらにつきましては、広報東京都や月刊福祉保健への掲載、ホームページでの御案内のほか、東京都消費生活総合センターが主催しております「多重債務110番」や、産業労働局が主催しております「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」への参加、自殺対策との連携などによりまして、様々な機会を通じて広報活動を進めております。

続きまして、③こころの問題を抱えた相談者への対応力向上でございます。生活再生相談窓口に寄せられた相談のうち、困難事例を共有し、今後の対応方法について検討する事例検討会を年2回開催しております。この事例検討会には、精神保健福祉センターの職員にも参加いただき、債務の問題に加えて、依存症など精神的な課題を抱える方々の相談に的確に対応できるよう、困難事例を共有した上で、具体的、専門的な助言をいただいております。

令和4年度の主な取組として、もう一件ございまして、1枚おめくりいただき、資料1-2を御覧ください。「生活困窮者自立支援の機能強化について」でございます。

先ほど事業実績の相談件数の報告の際にも触れましたが、新型コロナウイルスの影響による減収等に対する国の支援制度として、生活福祉資金の特例貸付がございました。特例貸付は令和2年3月に開始され、制度を最大限に利用した場合には200万円まで貸付けを受けられる制度でございまして、都内の貸付件数の累計は約6.6万件、金額累計は25.44億円でございます。

この貸付けにつきましては、令和5年1月から償還が開始されたところでありまして、償還が困難な状況の方も一定数見込まれる中、各区市の自立相談支援機関や多重債務の専門相談機関である本相談窓口の役割は非常に重要でございます。

そのため、東京都では補正予算を組み、太枠の四角で示しておりますとおり、本事業において必要な相談支援や債務整理方法などの提案などを速やかに行えるよう、相談弁護士の窓口対応日数を拡充することといたしました。

具体的には、これまで週2日の体制を確保しておりましたが、今月、令和5年2月から

は平日毎日の週5日の対応とすることとしております。本件につきましては、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会をはじめとした様々な方に御協力をいただいております。

そのほか、同じく補正予算では、②において区市町村の自立相談窓口の体制強化に対する支援や、③の事業としまして区市町村の窓口の職員に対する助言機能の強化などに取り組んでおります。

以上が令和4年度の主な取組でございます。

○高橋部会長 ただいま多重債務者生活再生事業の実施状況と、生活困窮者自立支援の機能強化についての説明がございました。

これまでの説明について、何か御質問、御意見がありましたら御発言をよろしくお願いたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、日々、相談の現場において本当に親身になって相談に乗っていただいております生活サポート基金の清原オブザーバーに、再生窓口の状況をお話しいただけますでしょうか。

清原オブザーバー、いかがでしょうか。

○清原オブザーバー おはようございます。生活サポート基金の相談員をやっております清原です。よろしくお願いたします。

先ほど部長のほうから御案内がありましたように、今年度の相談件数は当初より高い数を記録しております。恐らく11月はちょっとだけ去年より少なかったのですが、全ての月が前年度比増ということで、相談員の数も限りがあるものですから、相談者にとっては予約が取りにくい状況となっていて、大変申し訳ない思いでいるというのが今の状況です。

相談者の中には今御説明があった社会福祉協議会のコロナによる特例貸付を受けている方がとても多くいまして、その多くの方がもともと多重債務だったというのが現実です。今年の1月から償還が始まっていますが、私たちの家計相談の結果、やはり自己破産を選択せざるを得ないという方も多い一方で、この東京都の事業による融資を使って立て直されている方もいらっしゃいます。

この間、社会福祉協議会の特例貸付の利用によって立て直しが図れなかった方が、再生窓口の相談にも、自立の相談窓口にも訪れているということだと思っておりますけれども、返済免除とか返済猶予というのがこれからいろいろな判断で行われると思うのですが、免除とか猶予ということだけで済まさないで、しっかりと家計相談をして、持続可能な立て直



しに向けた支援こそが今とても重要ではないかと思っております。私どもも、自立の窓口と連携して、しっかりとその辺をさらに強化していきたいと思っております。

もう一点御報告したいのは、コロナ禍以降、若い世代の相談者が非常に増加しております。昨年同期間比で20代、30代の割合を調べてみたのですが、昨年は20代、30代を合わせて全体の相談者の中の29.5%だったのが、今年度は35.6%に増えていきます。特に20代前半の相談者の方が多くて、これぐらい若い方がこんなにも借金を抱えているのかということで、相談員は皆驚いているという状況です。

ギャンブルとか情報商材の詐欺に遭っているという方もいらっしゃるのですが、もともと就業状況の不安定さがベースにあるかなと感じております。転職が多かったり、派遣とか、雇用環境がもともと不安定な若い世代が借金を抱えているということで、やはり社会問題として捉えていけるというのが昨今の私の相談室の状況でございます。

何か御質問があればお受けしたいと思います。

○高橋部会長 清原オブザーバー、ありがとうございました。貴重な現場での状況を今お話しいただきました。

何か皆様のほうから御質問等はございますでしょうか。

では、私から質問させていただいてよろしいでしょうか。まず、相談が増えている中で、特例貸付の返済が始まったというのが契機としてあるというお話が先ほどありました。一方で、特例貸付は本来、コロナで仕事を失った、あるいは仕事がなくなってしまったというところでお金を借りるということなのでしょうけれども、実はその前から借金を抱えていて多重債務の素因があった方も結構いらっしゃるということでしょうか。

○清原オブザーバー 私どもは、債務の一覧表を書いていただいて、一つ一ついつから借りているのかというのを伺いして把握するのですが、その中には、社協の融資を受けるずっと前から借金をたくさん抱えていたという方がとても多いというのが実態です。

中には、コロナ禍で初めて社会福祉協議会に助けをもらって、お借りして、その後、立て直しが利かなくて、さらに民間の債務が増えてしまったという方もいらっしゃいますけれども、やはり前者の方のほうが多いように感じています。

結局、社会福祉協議会の融資を多い方は200万借りていますので、それによって多重債務が何とか延命できていたという部分があるのかなと思います。

当然、相談に来なかった方でもそういう方はいらっしゃると思うのですが、その方は何とか立て直しができたということだったと思うのですが、やはりそれではなかなか

難しかった方はなるべく早い段階で相談に来ていただきたいと思っています。

○高橋部会長 ありがとうございます。

もう一点教えていただきたいのですが、先ほどの話では、若い方の割合が増えた、相談者は29.5%だったものが今は36%ぐらいになったというお話でした。中でも、20代前半の方は、ギャンブルとか投資的なものに引っかかってというところもあるのですが、就業状態の不安定さというところがあるとおっしゃっていました。そういう意味では、非正規雇用とかそういうところが増えているというところの表れと考えてよろしいのでしょうか。

○清原オブザーバー 非正規雇用の割合は統計的には行ったり来たりで、それほど増えているというわけではないのですが、若い方でつまづく方がやはりそういう割合が増えているのかなと感じています。

とにかく正社員ではなくて非常に不安定な働き方ですので、生活が苦しいと、手っ取り早い日雇いの仕事をしたり、場合によっては夜の高いお金をもらえる仕事に女性でも男性でも入ってしまったということがあります。

昨日もそういう相談があったのですが、私もなるべく、例えばハローワークの職業訓練のほうに誘導したり、借金の問題だけではなくて、長い目で見た立て直しをどうやって図ったらいいのかという視点で取り組む必要性が今は高まっているなど感じております。

○高橋部会長 ありがとうございます。

皆さんのほうからもし御質問があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

清原オブザーバー、貴重なお話を聞かせていただきましてありがとうございました。

では、次に行きたいと思います。次は、議題2「生活困窮者自立支援法との連携について」でございます。

これについて、八木委員から御説明をよろしくお願いします。

○八木委員 それでは、資料2-1「生活困窮者自立支援法の概要」を御説明いたします。

生活困窮者自立支援法は、「法の目的・主旨」のところに記載がございますが、生活困窮者が増加する中で、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給、その他の支援を早期に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的といたしまして、平成27年4月に施行され、平成30年10月より改正法が施行されております。

本事業の実施主体は福祉事務所設置自治体でありまして、都内においては各区市が実施

するほか、町村部においては都が実施主体として位置づけられております。

この法律に基づく支援の内容は、下段の「事業体系」を御覧ください。必須事業としましては、図中で網かけをしてあります①の自立相談支援事業と、右の一番上の②「住居確保給付金」の支給がございます。このほか、任意事業としまして、③の就労準備支援事業から⑥の子供の学習・生活支援事業があり、本人の状況に応じてこれらの事業を組み合わせ、多様かつ複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に発見し、自立を促進するものとして運営されております。この任意事業の中で、多重債務者生活再生事業との関連が深いのが⑤の家計改善支援事業となります。

1枚おめくりください。資料2-2になります。こちらにつきましては、2月6日に差し替えをお送りしていますので、そちらを御確認いただければと思います。画面でも共有をしております。

1として家計改善支援事業の概要を記載しておりますが、部会長の挨拶にもあったとおり、家計改善支援事業は、生活困窮者に対して家計の状況を把握することや、家計改善の意欲を高めることを支援するため、家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行うものです。

都の生活再生相談窓口では、この区市が実施する家計改善支援事業において、より質の高い支援が提供されるよう、本窓口を活用し、区市への支援を行っております。具体的には、多重債務や債務整理は専門的で複雑な問題となっていることが多く、区市がこれらの課題を抱える相談者の支援方策に迷った場合に、3の「区市等への支援体制」のフロー図にありますとおり、区市からの支援依頼を受けまして本窓口や区市と連携して対応を行っております。

支援の例としましては、関係機関との連携における役割分担に関する助言、問題解決に向けた筋道の提案、さらには弁護士支援や都融資などの専門相談などを実施しております。

こうした区市への支援により、区市の中で相談者本人や世帯への継続的な支援の充実が行われるようになったり、区市と関係機関との連携の促進、さらには区市の相談窓口のスキル向上を通じた多重債務問題に関するノウハウの蓄積などを効果として見込んでおります。

この区市との連携の実績については、1枚おめくりください。4の連携実績としまして、平成30年度からの推移を示しております。この表の「計」の行を御覧ください。区市町村の窓口を經由して都の生活再生相談窓口につながった件数は、平成30年度は253件、

31年度は260件、その後は若干減少傾向にあり、令和3年度は191件となっておりますが、令和4年度は11月までの実績で156件となっております、前年同期比で増加に転じております。

このことから、今年度におきましては、区市の窓口でも多重・過剰債務を抱える困難なケースが増加していることがうかがえます。引き続き、区市と連携し、身近な区市で多重債務を抱えた方の相談を受けられる体制を整備してまいりたいと考えております。

次に、5の連携事例でございますが、本事業と区市の自立相談支援機関との連携事例を2事例おつけしております。

事例①は、障害や病気を抱える家族との生活において、医療費や介護費がかさみ、生活が苦しくなった事例です。都の生活再生相談窓口につながった経緯は、家賃を遅れながら払っていたところに督促状が届き、これを機に相談者が自立相談支援機関を訪れ、その後、自立相談支援機関の職員が同行し、生活再生相談窓口につながっております。

具体的な支援につきましては、再生窓口では、弁護士会と連携し、自己破産手続を行い、一方で区市の自立相談支援機関では、弟の生活保護申請や施設入所の調整を行っていただいております。

事例②でございますが、こちらは、債務が大きくなり、自宅マンションを売却して清算することになったケースです。鬱病の悪化で仕事を辞めざるを得なくなった相談者が、区市の自立相談支援機関に相談に訪れたケースでございます。自宅マンションのローンの支払いができなくなったことから、自宅の売却を決意して、区市の自立相談支援機関の窓口とともに本相談窓口につながっております。具体的な支援につきましては、生活再生相談窓口では、自宅売却までの生活費や転居費用などをつなぎ融資で支援しております。また、区市の自立相談窓口では、融資等の支援に必要な書類の準備や融資金の返済に同席するとともに、その後も相談者に対して月1回の面談を行うなど、相談者に対するアフターフォローを継続し、生活の安定を図れた事例でございます。

説明は以上になります。

○高橋部会長 ただいま、東京都生活再生相談窓口による区市等への支援についてということで、その状況、実績等について御説明がありました。

今の説明につきまして、何か御意見、あるいは皆様のところ感じたこと、あるいは実施していることで関連することがありましたら、御発言のほうをよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

特にならなければ、次の議題に移らせていただきたいと思います。

続きまして、議題3「都の自殺対策への取組について」でございます。報告者は、東京都福祉保健局保健政策部健康推進事業調整担当課長の向山課長でございます。

では、向山課長、よろしく申し上げます。

○向山オブザーバー それでは、資料3に基づきまして説明させていただきます。

先に資料3-2から御説明させていただきます。都の自殺者の現状についてでございます。まず、2ページ、図2が全国と都の自殺者数の年次推移でございます。都におきましては、平成23年の2,919人をピークに減少傾向にございましたけれども、令和2年以降、増加に転じているという状況でございます。

その下のところに男女別の自殺者数がございまして、全体の3分の2は男性、3分の1を女性が占めているというのが長年継続した傾向でございます。

4ページに行かせていただきますけれども、図5は年齢階級別の自殺者数の年次推移を平成29年以降、5年間をまとめたものでございます。直近の数値、令和3年を青色で示してございます。御覧いただきますと、幾つか大きく伸びている年代があることが見てとれるかと存じます。

図6は男性について見たものでございますけれども、50代前半、50代後半が令和3年において大きく増加をしているというところが見てとれます。

図7は女性でございます。令和3年につきましては、20代前半、20代後半について突出して伸びていることが見てとれるかと存じます。

7ページに参りますけれども、こちらは年齢階級別の自殺死亡率を取ったものでございます。自殺死亡率というのは10万人当たりの自殺で亡くなった人の数のことでございますけれども、先ほどお示したもので分かるように、女性の20代の率が令和3年において非常に伸びているというのが特徴的でございます。

11ページに飛ばさせていただきますけれども、こちらが原因・動機別の自殺者数の推移となっております。こちらは総数でございますが、「不詳」が多いのですが、次に「健康問題」が来ているという状況でございます。原因・動機別に見ますと、「健康問題」というのはいつも自殺者においては1位の要因になるわけですが、この健康問題が生じている理由はまた別にあるというところに注意が必要だと思っております。

例えば、図18の男性について見てみますと、「健康問題」がもちろん「不詳」の次に来るのですが、その次は「経済・生活問題」となっております。自殺に至る要因と

というのが平均で4つの生活上の課題を抱えていると言われております。特に男性に关しましては「経済・生活問題」が挙げられる割合が高くなっておりますので、ぜひこの部会の皆様にも御認識いただきたいところでございます。

続きまして、資料3-1でございませう。今、私どもでは自殺総合対策計画の改定というものをやっております。これは自殺対策基本法に基づく法定計画でございませうけれども、来年度からの5年間ということで、現在、パブリックコメント中でございませう。

計画改定のポイントといたしましては、先ほど申しましたとおり、自殺で亡くなる方というのは複数の要因を抱えておりまして、それぞれ具体的な悩みは様々な部署が所管している事業において救うべきところもございませう。このため、次期計画では生きることの包括的支援として自殺対策を強化することを掲げておりまして、重点施策としてこの6つの項目を掲げてございませう。

下のほうには取組の内容が書いてございませうけれども、ぜひこの部会の皆様にお願ひしたいのは、繰り返しになりますが、平均で4つの要因を抱えて自殺に追い込まれるということは、その方を生きる方向に転換させるためには1つの機関だけでは支援が難しいということでございませう、例えばこの多重債務などをきっかけにある窓口につながった方を、その方がほかにも抱えている悩みがないかということをごひ御確認いただきまして、必要に応じて他機関を紹介するというをごひお願ひできればと思っております。

そのためのお役立ていただけるウェブサイトとして、私どもでも「こころといのちのほっとナビ」というホームページを運営してございませう、そこで悩みとか居住地に応じて相談窓口が検索できるようになってございませうので、ぜひそうしたものもお役立ていただければと思っております。

説明は以上でございませう。

○高橋部会長 向山課長、ありがとうございました。

ただいま都の自殺対策についての御説明がございましたが、これにつきまして何か御質問、御意見等がありましたらよろしくお願ひいたします。何かございませうでしょうか。

では、私から質問させていただきます。資料3-1にもありますように、自殺の現状といたしましては、コロナ禍以降、女性や若年層を中心に増加に転じているということですが、これはコロナを契機とした何か原因があるのでしょうか。

○向山オブザーバー 国の研究などにおきましては、まず女性に关して言いますと、家族がステイホームなどで在宅時間が増えたことにより家庭内の緊張が高まったことが挙げら

れるようなことはございます。ただ、コロナが直接の原因というよりかは、コロナによってそもそも抱えていた課題がそれぞれ深刻化したという分析がほとんどかと思えます。

あと、若年女性に関しましては、有効求人倍率が低下したこととの関連性が白書においては指摘されております。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

もう一つ私から質問させていただきたいのですけれども、健康問題が自殺の要因として大きいということですが、健康問題というのはメンタルが多いのでしょうか。それとも身体のほうがか、そこら辺はどうなのでしょう。

○向山オブザーバー ほとんどがメンタルとお考えいただいたほうがよろしいかなと思えます。自殺のリスクとなる4つの原因を5年から7年ぐらいかけて積み重ねていくのですが、メンタルの問題は最後のほうに出てくる。いろいろな生活上の問題を抱えて、最後にメンタルヘルスが不調になるというような状況が過去の研究から明らかになっております。

○高橋部会長 そうしますと、経済的にも仕事の面でも非常に厳しい状況が重なって、精神的な疾患に陥ってしまって、そこで出てくるメンタルということですかね。

○向山オブザーバー そうですね。ですので、個別具体的な悩みのうちにそれぞれの相談窓口なりにたどり着いて、一つ一つ解決していくというのが自殺を減らす上では極めて重要だと考えております。

○高橋部会長 ありがとうございます。

多重債務の相談が、自殺の予防あるいは自殺を防ぐということに非常に大切な相談であるということがよく分かったと思えます。

向山課長、ありがとうございました。

皆様のほうから何か御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。よろしければ、次に行きたいと思えます。

続きまして、議題4「都のギャンブル等依存症への取組について」でございます。報告者は、東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課の隅田課長代理でございます。

隅田課長代理、よろしく申し上げます。

○隅田課長代理 よろしくお願いたします。精神保健医療課の隅田と申します。

本日お時間をいただきまして、「東京都におけるギャンブル等依存症への取組」ということで、まずギャンブル依存症に関する概要、また、ギャンブル等も含めた依存症対策全般

の取組について御説明をさせていただきます。

資料の次のページをおめくりください。

まず、ギャンブル等依存症についての概要です。「ギャンブル等依存症」とは、「ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう」と定義されています。ここで言う「ギャンブル等」につきましては、競馬、競輪、モーターボート競争などを指していきまして、また「ギャンブル等」の中にはパチンコも含まれております。

次に、ギャンブル等依存症の主な症状でございますが、ここに書いておりますように、ギャンブルにのめり込む、ギャンブルをしないと落ち着かない、負けたお金をギャンブルで取り返そうとする、ギャンブルのことでうそをついたり借金をしたりするという一方で、ギャンブルを続けるための時間やお金を工面するために、家族や職場など身近な人にうそをついたり、迷惑をかけたりにするといったことが起きて、結果としてそれらの人との関係が壊れてしまうなど、社会生活に支障を来すことが大変問題となります。

次のページをおめくりください。こちらは患者数の推移になります。依存症の外来患者の推移で、左側が全国、右側が東京都、また棒グラフが左からアルコール、薬物、ギャンブルの順番に並んでおります。外来患者数は圧倒的にアルコールの依存症が多いという状況ですけれども、ギャンブル等依存症についても、件数は少ないものの、4年間で2倍近く増えているという状況です。

ページをおめくりください。こちらは近年の国の動向になります。国の依存症対策は、アルコール健康障害、薬物乱用の対策が先行している状況です。ギャンブル等につきましては、ギャンブル等依存症対策基本法が平成30年7月に成立いたしまして、ここで対策の方向性が示されております。また、ギャンブル等依存症対策推進基本計画が平成31年4月に策定されていきまして、こちらにおいて都道府県のほうでも計画を策定することが求められております。

次のページをお願いします。ここからは東京都における依存症の対策についてということで、全般的な取組になりますが、まず、依存症相談拠点の取組でございます。平成31年4月より都内3か所の精神保健福祉センターを東京都における依存症の相談拠点に設定していきまして、下の表に書いておりますように様々な取組を行っているところでございます。取組の内容については、後ほど御確認ください。

次のページをお願いします。精神保健福祉センターにおける相談の状況で、こちらは来



所などによる個別の相談の件数になります。棒グラフが全国、折れ線グラフが東京都の件数となっております。ここから分かりますとおり、ギャンブル等依存症の相談については増加傾向にあります。

次のページをお願いします。こちらは電話相談の状況になります。こちらも、ギャンブル等依存症の相談は全国で増加が見られます。また、都のほうでも平成28年から30年にかけて増えているということが見てとれます。

次のページをお願いします。まず相談で精神保健福祉センターにつながった当事者や家族の方が、回復のために次に進むのが回復支援のプログラムとなります。家族に対しては、依存症家族教室ということで、家族が依存症についての正しい知識を学び、依存症者本人への適切な対応を獲得することと、家族自身が回復することを目標に実施をしております。また、本人に対しては、回復支援プログラムということで、認知行動療法に基づいた回復支援プログラムを実施しております。

次のページをおめくりください。こちらが普及・啓発に関する取組となっております。依存症というのは本人が自覚しづらいという特徴があります。それに加えて、本人の意思の問題であると捉えられてしまうこともまだ多い状況です。そのため、広く都民に対して依存症に対する正しい知識を持ってもらうことが重要です。このための取組として、東京都ではリーフレットの作成・配布や、依存症対策普及啓発フォーラムを年1回開催しております。フォーラムでは依存症からの回復に取り組んでいる当事者や専門家などの講演を主な内容としております。

また、下に記載しておりますように、令和3年度には民間団体との連携事例集というものも作成したところでございます。

次のページをお願いします。令和3年度からは、依存症患者が適切な医療を受けられるようにするため、専門医療機関及び治療拠点機関の選定を開始しております。現在選定しているのはアルコールと薬物の専門医療機関となっておりますが、今後、ギャンブル等依存症についても専門医療機関の指定を行って、医療面での体制もさらに整備していきたいと考えております。

続きまして、昨年12月に策定した「東京都ギャンブル等依存症対策推進計画」について説明いたします。こちらは、計画策定委員会を開いておりまして、これまで検討を重ねてきたところでございます。

次のページに概要がございますので、お願いします。第1章は全般的な内容で、第2章

でギャンブル等依存症に関する状況などを記載しております。第3章では、この計画における基本的な考え方を示しております。

大きな視点が2つございまして、まず1つ目は、ギャンブル等依存症の正しい知識の普及と予防・発症・再発防止の段階に応じた支援と治療、もう一つが金銭問題をはじめとした本人や家族に関わる関係機関、関係事業者など多様な主体が連携した包括的な支援ということ視点としております。

特に2つ目の視点については、多重債務の問題や貧困などの支援を行政や関係機関に求めたところからギャンブル依存の問題が発覚することもありますので、関係機関の連携が大変重要となっております。

次のページをお願いします。第4章では、具体的な取組を記載しております。この計画で特徴的なのが、4つ目に記載している関係事業者の取組、5つ目の多重債務問題等への取組になります。具体的な取組については後ほど御確認ください。

資料の説明は以上となります。

最後となりますが、依存症は本人がなかなか気づきづらいという特徴がございますので、周りの人が気づくことがとても重要です。借金の相談に来た人の問題の背景に依存症があるといったことも多々あると思います。そういった相談が来た場合にほかの関係機関につないでいただくことが重要となりますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上となります。

○高橋部会長 ありがとうございます。

ただいまギャンブル依存症に関わる東京都の取組について御説明がございましたが、何かこれについて御質問、御意見等がございましたら御発言をよろしく願いします。いかがでしょうか。

海老名委員、何かありますか。

○海老名委員 いつもお世話になっている、全国被害者会の幹事をやっている海老名と申します。

これまでもいろいろ取り組んではきていますのですけれども、特にギャンブル等の依存の問題で、先ほど報告がありましたけれども、確かに今の法律で言うと、ギャンブルと言った場合、そこに書いているような規定があるのですけれども、日曜日に定例の被害者の会の集まりがありました。参加者のほとんどが生活費をチェックすると通信費が多いのです。通信費といったら、僕なんかは古いから電話と思うのですけれども、今、スマホとかそう

いう部分が圧倒的なのです。本当にスマホとか、そういう活用についての通常に言う依存は恐ろしいことになってきているのかなと思うのですね。

今の法的な問題で言うと確かにギャンブルという表現なのですが、被害者の会の集まりなんかで言うと、結果的にはスマホなんかを利用して、すべてギャンブルということではないのですが、いろいろはまってしまって苦労されているというのが多いわけで、限界はあるのでしょうか、できれば今のスマホ依存問題というか、この辺についても前向きに検討していただきたいと思います。

以上です。

○高橋部会長 海老名委員、ありがとうございました。

スマホをギャンブルで利用したり、あるいはゲームなんかでも利用したりということで、スマホの通信費の負担が非常に大きくなって、スマホ自体に対する依存症という問題が見受けられるという貴重な情報提供でございました。

皆さんのほうから、今のことについてもそうですけれども、何か御意見、情報提供等がございましたら御発言をよろしくお願いいたします。

○山岸委員 足立区のくらしとしごとのセンターの山岸です。

私たち、区民の方々の困り事を受け付ける窓口で、つないでいろいろな支援に誘っていく役割を担っているのですが、依存症というのはまずお話を聞くだけだとなかなか見えてこないというか、むしろギャンブルというのは隠したがるような内容でございます。

こういった入り口の段階で私たちも早期にいろいろな問題を見たいと思っている中で、依存症に対するアプローチの仕方というか、兆候の見え方というか、そういったものがあればアドバイスをいただきたいと思います。

○高橋部会長 隅田課長代理、よろしいでしょうか。

○隅田課長代理 ありがとうございます。

確かにおっしゃるとおりで、ギャンブルの問題は本人の自覚があったとしてもどうしても隠してしまうといった傾向があると聞いております。なので、どういうアプローチが適切かというところがなかなか難しい部分もあるのですが、もしかしたらギャンブル依存があるのではないかと、少し気づくようなところがあれば、例えば精神保健福祉センターのほうで依存症の相談なども対応しているので、そういう専門機関のほうにも意見を仰いでみるといったことがいいのではないかと思います。具体的なアドバイスがなかなか難しいのですけれども。

○山岸委員 ありがとうございます。

基本的にはほかの問題もそうなのですけれども、単発で支援を終わらせなくて、ある程度時間を置きながら、関係性をつくりながらいろいろなことが見えてきたりするのです、そういった支援のスタンスが第一なのかなと。

あるいは、相談員自身が依存症に対する目みたいなものを引き続き養って、ふさわしいところに案内するような、そういった形が今のところは最善なのかなと今お話を聞いていて思いました。ありがとうございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問等はございますでしょうか。

清原オブザーバー、よろしく申し上げます。

○清原オブザーバー ありがとうございます。

今の御質問に対して私どものほうの相談室でやっていることとして御紹介したいのですが、御相談者が自分が初めからギャンブル依存だということで相談の予約をされることはそれほど多くはなくて、相談の中で発見されるという状況が多いかと思えます。

その発見のきっかけは、家計を詳しくお伺いする、御本人が書いた家計表を一緒にもう一度相談員が確認していくと、収支が合わなかったりするのですね。黒字のはずなのに何で足りないのでしょうかねというところから、「実は」と話す方がほとんどではないかなと感じております。

私たちがそういった聞き取りをするときに、決して責めない。「何で黒字なのに足りないの」という視点ではなくて、「あら、どうしたんだろう」と相談者と一緒に悩むというか、寄り添って原因を一緒に探っていくという形で、御本人自らが覚悟してお話をするということが多いかと感じております。よって、家計表の詳細な把握が相談者にとってはとても重要ではないかということです。

それから、私どもの相談窓口では融資をやっておりますので、ギャンブルで借金ができてしまった方が借金の返済が厳しくなって、東京都の融資でまとめようと、ギャンブルがきっかけで家賃が延滞してしまったので、そこを融資で賄おうということをきっかけに相談に来る方もとても多いので、そういう意味では相談の動機づけにもなっていて、もちろんギャンブルの方にはお金を貸さないのですけれども、そこから本人の気づきになって、精神保健福祉センター等へつないでという解決が多いかと感じておりますので、皆さんと一緒に連携していきたいなと思っております。

○高橋部会長 清原オブザーバー、大変貴重なお話をありがとうございました。

ほかに何か皆さん、御質問はございますでしょうか。

私からも一つ質問させてください。相談の件数が最近増えていると。電話でもそうですし、センターということでもそうですけれども、この相談の件数のグラフは本人、家族の両方が含まれているのでしょうか。それとも本人だけなのでしょうか。

○隅田課長代理 本人と家族の両方が含まれていると思います。

○高橋部会長 ありがとうございます。

実際、ギャンブル依存症だという認識を抱かせる、そして相談に来させるところが非常にネック、高いハードルになっているのかなと思うのですけれども、そういった意味ではこの相談の中では結構な割合で御家族からというところも多いのでしょうか。

○隅田課長代理 詳しい内訳までは分からないものの、恐らく家族からの相談がかなり多いのではないかと思います。

あと、精神保健福祉センター以外にも、ギャンブル依存の相談窓口を民間団体さんのほうとかでもやっていたりするのですけれども、そういった方のお話を聞くと、やはり家族からの相談がかなり多いというお話も聞いております。

○高橋部会長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問等はございますでしょうか。

それでは、続きまして議題5「その他」に行きたいと思います。

八木委員より御説明をお願いします。

○八木委員 その他といたしまして、多重債務問題に関する研修の実施状況について御説明いたします。

この研修は、各種相談窓口の職員が日頃から住民と接する中で、多重債務者を早期に発見し、適切な専門相談につなげていけるよう、必要な情報提供とともに事例検討等を通じた対応力の向上を図ることを目的として実施しております。

まず、新任職員向けと経験者向けに分けて実施しております。新任向け研修につきましては、第1回を令和4年9月28日に開催し、134名の方に御参加いただきました。経験者向けは、同じく第1回目を9月30日に開催し、こちらは51名の方に御参加いただきました。新任向け、経験者向け、いずれの研修も、第2回目を令和5年2月下旬に開催する予定となっております。

資料の右上の研修内容といたしまして、新任職員向けの研修では、信和法律事務所の木

本弁護士から、最近の多重債務問題とその解決方法を御解説いただきましたほか、多重債務者生活再生事業、消費生活総合センター、自殺対策といった東京都の取組につきまして、情報提供を行っております。

経験者向けの研修では、りべる総合法律事務所の大菅弁護士から、最近の多重債務問題の状況を、法テラス東京からは、法テラスで行っている事業の御紹介をいただきました。また、多重債務の相談への対応では、生活再生相談窓口の相談員が講師となり、具体的事例から、家計表も作成し、その改善策を検討するという内容で実施をしております。第2回の研修もほぼ同内容で実施する予定で、準備を進めているところでございます。

下の受講者のアンケート結果でございますが、新任職員向けの研修では、【意見・感想】のところに記載してございますが、債務整理について基礎的な知識を御経験から具体的に伺えて勉強になった、その下の枠でございますが、窓口の存在を知らなかったのも、今後活用していきたいと思ったといった感想がございました。

右側の経験者向けの研修につきましては、1の上の枠の中でございますが、貸金業法の改正によって多重債務問題が以前よりも改善していることが分かったが、まだまだ多くの方が問題を抱えているということを改めて認識したとか、中段の枠では、法テラスというとDV被害者の方に御紹介する機会が多かったが、多重債務を含めて多岐にわたる業務を行っていることを知ることができた。また、一番下の枠ですが、演習を行うことで多重債務の相談の大切な視点が分かったなどの感想をいただいております。

多重債務問題に関する理解を深め、法的整理など、解決策を考える糸口を得たということが伺えると思います。今後、様々な機関の窓口で、多重債務を抱えた方の早期発見、早期支援、また、適切な関係機関への連携を促進する効果を狙いまして研修を継続していきたいと考えております。

説明は以上になります。

○高橋部会長 ありがとうございます。

弁護士会や日本司法支援センター、生活サポート基金など、この研修に御協力いただきましたことを御礼申し上げます。

それでは、今の研修の実施についての説明について、何か御質問あるいは御意見等がありましたら御発言をよろしくお願ひします。

特に御発言はないようでしたら、次の議題に移らせていただきます。議題6は「意見交換」でございます。これまでの報告を踏まえまして、何か皆様のほうから御意見、御質問、

あるいは皆様が実施している事業につきましての情報提供等がございましたら、皆様のほうから御発言をよろしく願います。いかがでしょうか。

○海老名委員 海老名と申します。

資料1-2「生活困窮者自立支援の機能強化について」の中身です。「R4 四定補正予算」の「四定」というのは、令和4年の都の予算のことでしょうか。

もう一つは、その目的の中に「今後、特例貸付の償還が困難な方の中には、多重債務を」とありますが、この特例貸付の問題です。被害者の会、うちの場合なんかも多くの方が利用させていただいています。住民税非課税の場合の償還免除の件で、あるいはそれに関連することで、電話で連絡するのですけれども、ほとんど連絡がつかないのです。窓口に出た方も、今日は連絡できないから次の日に連絡しますとか、確かに即応でなくてもいいのですけれども、そういう対応をするのです。ただ、現実に被害者の会に集まった方から不満がいっぱい出ていますので、これは何とか検討していただけないかということです。

以上です。

○八木委員 海老名委員、御質問ありがとうございました。

2つ質問をいただいたのですけれども、まず1つ目、資料のほうが少し分かりづらくて申し訳ございません。「R4 四定補正予算」というのは、令和4年の12月に開催された議会で可決をいただいたものでございまして、この予算につきましては令和5年1月から使えるものとなっております、その対応を進めているところでございます。

生活福祉資金の貸付、また、その償還の免除等に関する問合せの状況ですが、これは東京都社会福祉協議会の木原委員からお願いできますでしょうか。

○木原委員 東京都社会福祉協議会の木原と申します。よろしく願います。

電話がつながりにくい状況が続いておりご迷惑をおかけして申し訳ございません。

東社協では、この新型コロナ特例貸付の業務につきましてはこれまでの体制ではとてもできませんので、体制を強化して取り組んでおり、電話についても1年程前からコールセンターを設置して対応しているところではありますが、追いついていないというのが現状でございます。この特例貸付は、先ほどの東京都の説明でもトータルで66万件の貸付けがあったと御報告いただいていますけれども、免除やご返済に関する通知をお送りするときは数万数十万通の単位でお送りすることになるため、そのたびに電話が殺到する状況になってしまっております。

今は、1月からのご返済開始に向けて先般払込票を二十万枚お送りしましたので、払

込票が届いたが返済できないという借受人の方からの電話が特に多くなっております。ご返済が難しい場合の猶予等のご相談は区市町村社会福祉協議会でも受けていただいておりますが、最終的にはどうしても私どもの事務センターと連絡を取っていただかないと手続が済まない場合もありますので、そこは申し訳ないのですけれども、時間を置いておかけいただいたり、あとは私どものホームページでもいろいろな御案内をしておりますので、そちらのほうも参考にいただきながら、遅れても大丈夫ですので、そのようにお伝えいただければと思います。

十分な電話対応ができる職員の養成にも時間がかかっており大変申し訳ない状況が続いているところですが、関係機関の皆様にもいろいろご協力をいただけると幸いでございます。

○高橋部会長 木原委員、ありがとうございました。

膨大な件数の貸付けが行われ、その償還が始まったということで、日々非常に御苦労されているということでございます。本当にありがとうございます。

電話がつながらないということは確かなのでしょうけれども、社会福祉協議会のホームページ等で御説明の御案内等もあるということでございまして、よろしければそういったところも御紹介いただく、あるいは御覧いただくということを御案内するというのも御協力いただければということであつたと思います。どうぞよろしく願いいたします。

ほかに何か、御意見あるいは情報提供等がございましたら、よろしく願いいたします。

福司委員、どうぞよろしく願いします。

○福司委員 よろしく願いいたします。都民連の常任協議員の福司と申します。

本日はリーフレットを頂戴いたしました。これとは別の相談窓口をご紹介します。こちらは名刺サイズですが、これは国の無料相談窓口ということで、財務省関東財務局東京財務事務所の御案内でいただいたものでございます。電話番号は、こちらに書かれていますように東京03-5842-7475で、東京都文京区湯島4丁目に事務所があるということでございます。

こちらでも相談に乗っていただけて、弁護士さんに相談するときには持参する債権者一覧表とか家計収支表なども相談員と一緒に作成をしていただけるという説明でございました。情報提供でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

国のほうも多重債務の相談窓口を設けていて、そこに相談することもいいですよという



ことだったと思います。ありがとうございます。

そのほか、皆様の方から何か情報提供、御意見等がございましたら、御発言をよろしく  
お願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、本日予定しております議事は以上でございます。

なお、本日の会議内容は、当部会の親会である東京都多重債務問題対策協議会で報告を  
させていただきたいと思えます。

それでは、本日の会議は以上でございます。これで会議を終了いたします。本日は、貴  
重な御意見、また情報提供をいただきまして、誠にありがとうございました。失礼いたし  
ます。

午前 11 時 23 分閉会